

〇〇町 災害時避難行動要支援者個別避難計画マップ 【作成例】

【要支援者への避難誘導について】

町内一時避難場所は公民館とする

- ・要支援者への呼びかけ及び避難支援は図のとおりに行い公民館へ一時避難する
- ・町内の班長(担当者)が班員の安否確認を行い町内会長に伝達する
- ・安否確認が出来ていない住宅へは、避難誘導班、救出班が複数人で安否確認に向かう
- ・感染防止のため、分散避難する場合は、必ず町内会へ伝達すること。

